

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	母子保健法	法令番号	昭和40年法律第141号
手続名	指定養育医療機関の指定取消	根拠条項	第20条第7項
処分基準	<p>市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して行う養育医療の給付は、法第20条第4項の規定により県が指定する病院もしくは診療所又は薬局に委託して行うこととなっており、法第20条第7項の規定により、児童福祉法第20条第8項の規定を準用し、その指定を取り消すことができる。</p>		
	対応区分	<p>1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 こども家庭課</p> <p>交付機関 こども家庭課</p>